



令和4年12月21日
住宅局建築指導課

指定確認検査機関等の処分について

令和4年12月21日付けで、国土交通大臣から指定確認検査機関に対し、建築基準法（以下「法」という。）第77条の35第2項に基づく業務停止命令及び第77条の30第1項に基づく監督命令を行いました。

また、令和4年12月20日付けで、関東地方整備局長から上記の指定確認検査機関の処分に関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）に対し、法第77条の62第2項に基づく業務禁止の処分を行っていますので、併せてお知らせいたします。

詳細は別紙をご覧ください。

※指定確認検査機関

法の規定に基づき、建築確認・検査の業務を実施する者として、国土交通大臣（業務実施区域が一の地方整備局管内である場合は当該地方整備局長）又は都道府県知事（業務実施区域が一の都道府県の区域である場合）が指定した者。

（問い合わせ先）

国土交通省 住宅局 建築指導課 建築安全調査室 椎木、吉田

電話：03-5253-8111（39540、39565）、03-5253-8933（直通）

FAX：03-5253-1630

1. ビューローベリタスジャパン株式会社（国土交通大臣指定第 13 号）

【処分内容】

業務の停止： 以下の事実①による処分事由について、法第 77 条の 35 第 2 項の規定により、令和 5 年 1 月 12 日から令和 5 年 1 月 31 日までの 20 日間、神戸三ノ宮事務所において、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成 11 年建設省令第 13 号。以下「機関省令」という。）第 15 条各号に規定する確認検査の業務の停止を命ずる。

この業務の停止の期間中に行えない行為は、次の各号に掲げる行為とする。

- 一 機関省令第 15 条各号に規定する確認検査に係る契約を新たに締結する行為
- 二 既に締結した契約の変更により、機関省令第 15 条各号に規定する確認検査の業務を追加する行為
- 三 業務の停止の期間満了後において前各号の行為を実施するための見積り、交渉等の行為

監督命令： 以下の事実①により確認検査の業務の停止を命じたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、当該行為を行った支店だけではなく、機関全体として同様の事案を発生させないよう、確認審査報告書等の提出に係る業務実施マニュアルの改善、業務実施体制の見直し等の再発防止のための具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 5 年 1 月 17 日までに提出すること。

加えて、以下の事実②のとおり確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、建築計画が建築基準関係規定に適合しないことを見過ごすという不十分な確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善、審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 5 年 1 月 17 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

事実①

令和 3 年 5 月から令和 4 年 2 月の間に神戸三ノ宮事務所が行った 5 件の確認検査について、法第 6 条の 2 第 5 項、法第 7 条の 2 第 6 項及び法第 7 条の 4 第 6 項の規定により、確認済証、検査済証又は中間検査合格証の交付の日から 7 日以内に、確認審査報告書、完了検査報告書又は中間検査報告書を特定行政庁に提出しなければならないにもかかわらず、期日内に提出せず、提出を 3 週間以上遅延させた。

事実②

三重県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号。）第 53 条第 1 項の規定に適合しない（本件建築物は都市計画施設の区域内にあるため、建築するには同項に基づく許可が必要であるにもかかわらず、当該許可を取得していない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 松永 愛子（登録番号:第 3002530 号）

処分日 令和4年 12 月 20 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 10 日(令和5年1月 12 日から令和5年1月 21 日まで)

2. 株式会社東日本住宅評価センター（国土交通大臣指定第 8 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 5 年 1 月 17 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

東京都内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第 40 条に基づく東京都建築安全条例（昭和 25 年 12 月 7 日条例第 89 号。）第 7 条の 3 第 2 項の規定に適合しない（本件建築物は同条第 1 項により指定された区域の準防火地域内であり、延べ面積が 500 m²以下であるため、準耐火建築物等としなければならないにもかかわらず、これに適合しない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 五十嵐 ゆり（登録番号:第 3002284 号）

処分日 令和4年 12 月 20 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 1 月(令和5年1月 12 日から令和5年2月 11 日まで)

3. 富士建築センター株式会社（国土交通大臣指定第 23 号）

【処分内容】

監督命令： 確認検査の業務において著しく不適当な行為がなされたことに鑑み、当該行為が発生した原因を分析した上で、同様の確認審査を再発させないよう、審査マニュアルの改善及び審査体制の整備等の具体的な改善措置を含む業務改善計画書を令和 5 年 1 月 17 日までに提出すること。

なお、当該計画の提出の日から一年間、当該計画を確実に実施するため、その実施状況について同機関内に設置された監視委員会等の審議を経た上で、四半期ごとに国土交通大臣に報告すること。

【処分事由の概要】

神奈川県内 1 件の建築物の計画の確認審査において、その業務に従事する確認検査員が過失により法第 35 条の規定に基づく建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号。）第 126 条の 4 の規定に適合しない（同条に規定する建築物の居室から地上に通ずる通路には非常用の照明装置を設けなければならないにもかかわらず、これに適合しない）ことを見過ごし、指定確認検査機関として確認済証を交付した。

【関連する建築基準適合判定資格者（確認検査員）の処分】

資格者名 古木 政樹（登録番号：第 3001602 号）

処分日 令和 4 年 12 月 20 日

処分権者 関東地方整備局長

処分内容 業務禁止 2 月（令和 5 年 1 月 12 日から令和 5 年 3 月 11 日まで）